安全データシート

TIP TOP PRIMER PR 200

JIS Z 7253 : 2019 に準拠
改訂日: 2025/01/24　バージョン: 2.6
SDS 番号: 00156-0030

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称	:	TIP TOP PRIMER PR 200
製品コード	:	525 2406, 525 2451, 525 2743, 525 2744, 529 8109

推奨用途及び使用上の制限

推奨用途	:	下塗り

会社情報

製造業者
REMA TIP TOP AG
85586
ドイツ Poing Gruber Strasse 65
T +49 (0) 8121 / 707 - 100
info@tiptop.de

輸入業者
REMA TIP TOP- Japan
日本 452-0821 Nagoya 338, Kamiotai 2- Chome, Nishi-ku
T +81 (0) 52 502 3500 - F +81 (0) 52 502 3620
www.tiptop-japan.co.jp

SDS 担当の有資格者の電子メールアドレス: sds@gbk-ingelheim.de

緊急連絡電話番号

緊急連絡電話番号	:	INTERNATIONAL: +49 (0) 6132 - 84463, GBK GmbH (24h - 7d/w - 365d/a)

2. 危険有害性の要約

GHS 分類

物理的危険性	引火性液体	区分 2
健康有害性	急性毒性 (吸入)	区分 4
	皮膚腐食性／刺激性	区分 2
	眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性	区分 2
	皮膚感作性	区分 1
	生殖細胞変異原性	区分 2
	発がん性	区分 2
	特定標的臓器毒性 (単回ばく露)	区分 3 (麻酔作用)
	特定標的臓器毒性 (単回ばく露)	区分 3 (気道刺激性)
	誤えん有害性	区分に該当しない
環境有害性	水生環境有害性　短期（急性）	区分 3
	水生環境有害性(慢性)	区分 3

ラベル要素

絵表示 (GHS JP)

注意喚起語 (GHS JP)	:	危険

危険有害性 (GHS JP) : 引火性の高い液体及び蒸気 (H225)
皮膚刺激 (H315)
アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ. (H317)
強い眼刺激. (H319)
吸入すると有害 (H332)
呼吸器への刺激のおそれ. (H335)
眠気又はめまいのおそれ (H336)
遺伝性疾患のおそれの疑い (H341)
発がんのおそれの疑い (H351)
長期継続的影響によって水生生物に有害 (H412)

注意書き (GHS JP)

安全対策 : 熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。禁煙。(P210)
静電気放電に対する措置を講ずること。(P243)
適切な保護手袋、保護服、保護眼鏡、顔面の保護を着用すること。 (P280)

応急措置 : ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師の診察／手当てを受けること。(P308+P313)

保管 : 換気の良い場所で保管すること。涼しいところに置くこと。 (P403+P235)

他の危険有害性

分類に寄与しないその他の危険有害性 : 蒸気は空気と爆発性混合物を形成する。

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別 : 混合物

コメント : ポリマーをキシレンと 4-メチルペンタン-2-オン中で調製。

名前	濃度 (%)	化学式	官報公示整理番号		CAS 番号
			化審法番号	安衛法番号	
フェノール樹脂	< 5	(C6H6O.CH2O)x	(7)-903	既存化学物質	9003-35-4
フェノール	< 3	-	(3)-481	既存化学物質	108-95-2
酸化亜鉛	< 2,5	OZn	(1)-561	既存化学物質	1314-13-2
ホルムアルデヒド	< 0,1	CH2O	(2)-482	2-(8)-379	50-00-0
エチルベンゼンとキシレンの反応生成物	< 10	-	-	-	-
トルエン	< 2	C7H8	(3)-2,(3)-60	既存化学物質	108-88-3
4-メチルペンタン-2-オン	< 75	C6H12O	(2)-542	既存化学物質	108-10-1

4. 応急措置

応急措置

応急措置 一般	: 汚染された衣服は直ちに脱ぎ去ること。 中毒症状は数時間後に発症することがある。 少なくとも 48 時間、医師の監視下に置く。 症状が治まらない場合は医師に相談する。
吸入した場合	: 蒸気または分解された製品を誤って吸入した場合、通気性のいい場所に連れてゆく。 直ちに医師の診察を受ける。
皮膚に付着した場合	: 多量の水と石鹸で洗い流す。 皮膚再吸収の可能性がある。 気分が悪い場合は医師の診察を受ける。
眼に入った場合	: まぶたの裏側も含め、直ちに多量の水で最低でも 15 分間洗眼すること。 眼科医の診察を受ける。 コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
飲み込んだ場合	: 無理に吐かせてはいけない。 口内を水ですすぐ。 意識不明状態の者には決して口から物を与えない。 直ちに医師の診察を受ける。

急性症状及び遅発性症状の最も重要な兆候及び症状

症状/損傷 吸入した場合	: 吸入すると有害。 呼吸器への刺激のおそれ。
症状/損傷 皮膚に付着した場合	: 皮膚刺激。 アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ。
症状/損傷 眼に入った場合	: 強い眼刺激。
慢性症状	: 発がんのおそれの疑い。 遺伝性疾患のおそれの疑い。

医師に対する特別な注意事項

処置	: 対症的に治療すること。

5. 火災時の措置

適切な消火剤	: 水噴霧、乾燥粉末消火剤、泡消火剤、二酸化炭素
使ってはならない消火剤	: 多量のウォータージェット
火災危険性	: 引火性の高い液体及び蒸気。
爆発の危険	: 物質は爆発性ではない。 蒸気/爆発性気体の混合が形成されることがある。
火災時の危険有害性分解生成物	: 火災が発生する可能性: 炭素酸化物(CO、CO2)、 塩化水素
消火方法	: 安全な距離と保護された場所から消火活動を行う。
消火時の保護具	: 適切な保護具を着用して作業する。 自給式呼吸器。 完全防護服。

火災の予防策	:	水スプレージェットで危険にさらされた容器を冷却。
その他の情報	:	蒸気は空気より重く、床に沿って拡散することがある。 空の未洗浄の容器内でも、蒸気と空気の混合による起爆性がある。 火災残留物や汚染された消火水は当該地の規定に従って廃棄する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具および緊急時措置

一般的措置	:	蒸気が発生した場合は、適切な呼吸器を使用する。 爆燃防止に必須の器具。 十分な換気を確保する。 安全なエリアに人員を避難させる。 使用する個人用保護具については第 8 項を参照する。 あらゆる発火源を取り除く。

非緊急対応者

応急処置	:	漏出エリアを換気する。 裸火、火花禁止、禁煙。 蒸気の吸入を避けること。。 皮膚、眼との接触を避ける。

緊急対応者

保護具	:	適切な保護具を着用して作業する。 詳細については、第 8 項の「ばく露防止及び保護措置」を参照。

環境に対する注意事項

環境に対する注意事項	:	排水溝/地上水/地下水に混入させないこと。

封じ込め及び浄化の方法及び機材

封じ込め方法	:	漏出した製品の流出を防ぎ封じ込める。
浄化方法	:	不活性吸収剤(砂、おがくず、ユニバーサル結合材、シリカゲル等)で吸収する。 廃棄するため、塵取りで清掃するか取り除き、密封された容器に入れる。 汚れた面は完全に洗浄すること。
その他の情報	:	物質または固形残留物は公認施設で廃棄する。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策	:	データなし
安全取扱注意事項	:	容器は乾燥した場所に密封し、不純物の混入や吸湿による変質を避ける。 作業所の十分な換気を確保する。 蒸気は空気より重い。 熱／火花／裸火／高温のもののような着火源から遠ざけること。－禁煙。 静電気放電に対する予防措置を講ずること。 防爆型装置を使用する。 個人用保護具を着用する。 全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
接触回避	:	データなし

衛生対策 : 蒸気を吸入しない。
製品取扱い後には必ず手を洗う。
この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。。
皮膚、眼、あるいは衣服との接触を避ける。
汚染された衣類を再使用する場合には洗濯をすること。
汚染された作業衣は作業場から出さないこと。

保管

安全な保管条件 : 換気の良い場所で保管すること。
涼しいところに置くこと。
容器を密閉しておくこと。
施錠して保管すること。

安全な容器包装材料 : データなし

技術的対策 : 防爆に関する条例を守る。
容器を接地すること／アースをとること。

混触禁止物質 : 酸化性物質。

混合保管に関する情報 : 動物用のものも含めて、食べ物や飲み物から離れた所に保存する。

8. ばく露防止及び保護措置

監視方法 : 特定のばく露サンプリング法はありません

生物学的モニタリング法 : 特定のばく露サンプリング法はありません

フェノール (108-95-2)	
日本 - ばく露限界値 (日本産業衛生学会)	
現地名	フェノール # Phenol
許容濃度	19 mg/m³
	5 ppm
特記事項 (JP)	経皮吸収; 生殖毒性分類 3
規則参照	許容濃度等の勧告（2023 年度）産衛誌 65 巻
日本 - 生物学的ばく露指数 (日本産業衛生学会)	
BEI	250 mg/g クレアチニン 測定対象物質: 総フェノール（遊離体，グルクロン酸抱合体，硫酸抱合体）- 測定対象試料: 尿 - 試料採取時期: 作業終了時
規則参照	許容濃度等の勧告（2023 年度）産衛誌 65 巻

酸化亜鉛 (1314-13-2)	
日本 - ばく露限界値 (日本産業衛生学会)	
現地名	第 2 種粉塵 (結晶質シリカ含有率 3% 未満の鉱物性粉塵，酸化亜鉛) # Dusts Class 2 (Dusts containing less than 3% crystalline silica, Zinc oxide)
許容濃度	1 mg/m³ 吸入性粉塵 4 mg/m³ 総粉塵
規則参照	JCDB の調査による

ホルムアルデヒド (50-00-0)	
日本 - ばく露限界値 (日本産業衛生学会)	
現地名	ホルムアルデヒド # Formaldehyde
許容濃度	0.12 mg/m³
	0.1 ppm
許容濃度 上限	0.24 mg/m³
	0.2 ppm
特記事項 (JP)	発がん性分類 2A; 感作性分類 気道 2; 感作性分類 皮膚 1
規則参照	許容濃度等の勧告（2023 年度）産衛誌 65 巻

4-メチルペンタン-2-オン (108-10-1)	
日本 - ばく露限界値 (日本産業衛生学会)	
現地名	メチルイソブチルケトン # Methyl isobutyl ketone
許容濃度	205 mg/m³
	50 ppm
特記事項 (JP)	発がん性分類 2B
規則参照	許容濃度等の勧告（2023 年度）産衛誌 65 巻
日本 - 生物学的ばく露指数 (日本産業衛生学会)	
BEI	1.7 mg/l 測定対象物質: メチルイソブチルケトン - 測定対象試料: 尿 - 試料採取時期: 作業終了時
規則参照	許容濃度等の勧告（2023 年度）産衛誌 65 巻

設備対策 : 作業所の十分な換気を確保する。

保護具

呼吸用保護具 : 換気が不十分である場合、適切な呼吸器を着用する。

機器	フィルタタイプ	条件	規格
ガス用フィルター付呼吸用保護具	タイプ A - 高沸点（>65℃）の有機化合物		EN 14387

手の保護具 : 飛散防止、この推奨は実験室条件下における化学的適合性および EN 374 準拠テストにのみ基づく、適用次第では異なる要件が生ずる。そのため、保護手袋納入業者の推奨を更に配慮すること

タイプ	素材	透過	厚さ (mm)	浸透	規格
耐化学薬品手袋	ブチルゴム	5 (> 240 分)	≥0.7		

眼の保護具 : きれいな水と洗眼ボトル (EN 15154)

タイプ	適用分野	特徴	規格
防護眼鏡 (EN 166)	液体が飛散する可能性がある		EN 166

タイプ	規格
化学的な製品に抵抗力のあるエプロン	EN 467

環境へのばく露の制限と監視	:	環境への放出を避けること。
その他の情報	:	蒸気を吸入しない。 この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。。 製品取扱い後は、直ちに手を洗う。 皮膚、眼、あるいは衣服との接触を避ける。

9. 物理的及び化学的性質

物理状態	:	液体
色	:	灰色
臭い	:	芳香臭
pH	:	未確定
融点	:	未確定
凝固点	:	未確定
沸点	:	約 117 ° C
引火点	:	17 ° C
自然発火点	:	非該当
分解温度	:	未確定
可燃性	:	非該当
蒸気圧	:	7 - 9 hPa @20° C
相対密度	:	データなし
密度	:	0.93 g/cm³ @ 20 ° C
相対ガス密度	:	データなし
溶解度	:	混合不可能。20° C で。 水: 不混和性
Log Pow	:	未確定
n-オクタノール/水分配係数 (Log Kow)	:	未確定
爆発特性	:	物質は爆発性ではない。引火性／爆発性蒸気－空気混合物を形成することがある。
爆発限界 (vol %)	:	データなし
爆発限界 下限 (LEL)	:	1.4 vol % 4-4-メチル-2-ペンタノン
爆発限界 上限 (UEL)	:	7.5 vol % 4-4-メチル-2-ペンタノン
酸化特性	:	非酸化
粘性率	:	500 mPa· s
動粘性率	:	> 20.5 mm²/s @ 40 ° C
VOC 含有量	:	< 70 %
粒子特性	:	データなし
追加情報	:	溶剤の成分 < 90%

10. 安定性及び反応性

反応性	:	指定通り保管し使用する限り分解しない。
化学的安定性	:	通常の条件下では安定。
危険有害反応可能性	:	酸化剤と反応。

避けるべき条件 : 熱分解を回避するため、強く加熱しない。蒸気/空気の混合気体は爆発性である。加熱により発火性蒸気が放出するおそれがある。

混触危険物質 : 強力な酸化剤。

危険有害な分解生成物 : 危険有害な分解生成物は知られていない。熱分解により次のものを生成する：炭素酸化物(CO、CO2)。塩化水素。

11. 有害性情報

潜在的な健康有害性及び症状 : 高濃度の蒸気による症状：頭痛、吐き気、めまい、吸入した場合、刺激、咳、息切れを起すことがある、ばく露の繰返しにより皮膚の乾燥あるいはひび割れを引き起こすことがある、皮膚再吸収の可能性がある。

急性毒性 (経口) : (利用可能なデータに基づいて、分類基準を満たしていない)

急性毒性 (経皮) : (利用可能なデータに基づいて、分類基準を満たしていない)

急性毒性 (吸入) : 吸入すると有害
(利用可能なデータに基づいて、分類基準を満たしていない)

TIP TOP PRIMER PR 200	
ATE JP (ガス)	4500 ppmv/4h
ATE JP (蒸気)	11 mg/l/4h
ATE JP (粉じん、ミスト)	1.5 mg/l/4h

酸化亜鉛 (1314-13-2)	
LD50 経口 ラット	> 5000 mg/kg (OECD 401 法)
LD50 経皮 ラット	> 2000 mg/kg BW (OECD 402 法)
LC50 吸入 - ラット	> 5.7 mg/l/4h

皮膚腐食性／刺激性 : 皮膚刺激

眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性 : 強い眼刺激.

呼吸器感作性 : 利用可能なデータに基づいて、分類基準を満たしていない

皮膚感作性 : アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ.

生殖細胞変異原性 : 遺伝性疾患のおそれの疑い

発がん性 : 発がんのおそれの疑い

フェノール (108-95-2)	
IARC グループ	分類できない

トルエン (108-88-3)	
IARC グループ	分類できない

4-メチルペンタン-2-オン (108-10-1)	
IARC グループ	ヒトに対して発がん性が疑われる
National Toxicology Program (NTP) Status	発がん性の証拠

生殖毒性 : (利用可能なデータに基づいて、分類基準を満たしていない)

特定標的臓器毒性(単回ばく露) : 眠気又はめまいのおそれ
呼吸器への刺激のおそれ.

特定標的臓器毒性(反復ばく露) : (利用可能なデータに基づいて、分類基準を満たしていない)

誤えん有害性 : 区分に該当しない
(利用可能なデータに基づいて、分類基準を満たしていない)

12. 環境影響情報

生態毒性

生態系 - 全般 : 長期継続的影響によって水生生物に有害。
水生環境有害性　短期（急性） : 水生生物に有害
水生環境有害性(慢性) : 長期継続的影響によって水生生物に有害

TIP TOP PRIMER PR 200	
n-オクタノール/水分配係数 (Log Kow)	未確定
Log Pow	未確定

ホルムアルデヒド **(50-00-0)**	
ErC50 藻類	4.89 mg/l

残留性・分解性

TIP TOP PRIMER PR 200	
残留性・分解性	データなし

生体蓄積性

TIP TOP PRIMER PR 200	
生体蓄積性	データなし
Log Pow	未確定
n-オクタノール/水分配係数 (Log Kow)	未確定

土壌中の移動性

TIP TOP PRIMER PR 200	
土壌中の移動性	データなし
Log Pow	未確定
n-オクタノール/水分配係数 (Log Kow)	未確定
生態系 - 土壌	データなし。

オゾン層への有害性

オゾン層への有害性 : データなし

その他の有害な影響

その他の有害な影響 : 水質危害
その他の情報 : 表層水、または下水に流さない

13. 廃棄上の注意

推奨製品/梱包処分 : 洗浄不可能な包装は内容物と同様に廃棄すること。
汚染された包装は完全に空にし、適切な洗浄処理をした後で再使用可能。
空容器は、現地のリサイクリング、再生あるいは廃棄処理に引き渡すこと。

廃棄方法 : 廃棄または焼却処分よりリサイクルが好まれる。
現行のローカルな法規に従って、焼却することが可能である。
許可を得た収集業者の分別回収に準拠して内容物／容器を廃棄する。

14. 輸送上の注意

国際規制

UN RTDG / IMDG / IATA / ADN / RID / ADRに準ずる

国連勧告 **(UN RTDG)**	海上輸送 **(IMDG)**	航空輸送 **(IATA)**
国連番号		
1263	1263	1263
国連正式品名		
塗料	PAINT	Paint
輸送危険物分類		
3	3	3
容器等級		
II	II	II
環境有害性		
環境有害性 : 非該当	環境有害性 : 非該当	環境有害性 : 非該当

海洋汚染物質 : 非該当

MARPOL 73/78 附属書 II 及び IBC コードによるばら積み輸送される液体物質

非該当

国内規制

海上規制情報 : 船舶安全法の規定に従う。
航空規制情報 : 航空法の規定に従う。
その他の情報 : 補足情報なし

15. 適用法令

国内法令

化審法 : 優先評価化学物質（法第２条第５項）

労働安全衛生法 : 特定化学物質第２類物質、特別有機溶剤等（特定化学物質障害予防規則第２条第１項第２号、第３の２号、第３の３号）
適用条件:
含有する製剤その他の物（含有量が重量の１％以下のものを除く。）及び特化則別表第１第３７号に掲げるもの（特化則別表第１）。
作業環境評価基準（法第６５条の２第１項）
名称等を表示すべき危険物及び有害物（法第５７条第１項、施行令第１８条第１号～第２号別表第９）
適用条件:
・含有する製剤その他の物。ただし、含有量が１重量％未満のものを除く。また、運搬中及び貯蔵中において固体以外の状態にならず、かつ、粉状にならない物（次の各号のいずれかに該当するものを除く。）を除く。　１号　令別表第１に掲げる危険物　２号　危険物以外の可燃性の物等爆発又は火災の原因となるおそれのある物　３号　酸化カルシウム、水酸化ナトリウム等を含有する製剤その他の物であつて皮膚に対して腐食の危険を生ずるもの　（施行令第１８条第２号、安衛則第３０条別表第２）
・含有する製剤その他の物。ただし、含有量が０．３重量％未満のものを除く。また、運搬中及び貯蔵中において固体以外の状態にならず、かつ、粉状にならない物（次の各号のいずれかに該当するものを除く。）を除く。　１号　令別表第１に掲げる危険物　２号　危険物以外の可燃性の物等爆発又は火災の原因となるおそれのある物　３号　酸化カルシウム、水酸化ナトリウム等を含有する製剤その他の物であつて皮膚に対して腐食の危険を生ずるもの　（施行令第１８条第２号、安衛則第３０条別表第２）
・含有する製剤その他の物。ただし、含有量が０．１重量％未満のものを除く。また、運搬中及び貯蔵中において固体以外の状態にならず、かつ、粉状にならない物（次の各号のいずれかに該当するものを除く。）を除く。　１号　令別表第１に掲げる危険物　２号　危険物以外の可燃性の物等爆発又は火災の原因となるおそれのある物　３号　酸化カルシウム、水酸化ナトリウム等を含有する製剤その他の物であつて皮膚に対して腐食の危険を生ずるもの　（施行令第１８条第２号、安衛則第３０条別表第２）
危険物・引火性の物（施行令別表第１第４号）
健康障害防止指針公表物質（法第２８条第３項・厚労省指針公示）
適用条件:
含有する物。含有量が重量の１％以下のものを除く。
名称等を通知すべき危険物及び有害物（法第５７条の２第１項、施行令第１８条の２第１号～第２号別表第９）
メチルイソブチルケトン （政令番号 : 569） (65 ~ 75%)
フェノール （政令番号 : 474） (5%未満)
トルエン （政令番号 : 407） (5%未満)
酸化亜鉛 （政令番号 : 188） (5%未満)
適用条件:
・含有する製剤その他の物。ただし、含有量が０．１重量％未満のものを除く。（施行令第１８条の２第２号、安衛則第３４条の２別表第２）
腐食性液体（労働安全衛生規則第３２６条）
特定化学物質特別管理物質（特定化学物質障害予防規則第３８条３）
適用条件:
含有する製剤その他の物。ただし、含有量が重量の１％以下のものを除く。（特化則別表第１）

	特殊健康診断対象物質・現行取扱労働者（法第６６条第２項、施行令第２２条第１項） 適用条件: 含有する製剤その他の物。ただし、含有量が１重量%以下のものを除く。（施行令別表第３第２号３７、特化則別表第１第３３号の２）エチルベンゼン、クロロホルム、四塩化炭素、１，４－ジオキサン、１，２－ジクロロエタン、１，２－ジクロロプロパン、ジクロロメタン、スチレン、１，１，２，２－テトラクロロエタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、メチルイソブチルケトン又は有機溶剤を含有する製剤その他の物。ただし、次に掲げるものを除く。（特化則別表第１第３７号）　イ　第３号の３、第１１号の２、第１８号の２から第１８号の４まで、第１９号の２、第１９号の３、第２２号の２から第２２号の５まで又は第３３号の２に掲げる物　ロ　エチルベンゼン、クロロホルム、四塩化炭素、１，４－ジオキサン、１，２－ジクロロエタン、１，２－ジクロロプロパン、ジクロロメタン、スチレン、１，１，２，２－テトラクロロエタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、メチルイソブチルケトン又は有機溶剤の含有量（これらの物が２以上含まれる場合には、それらの含有量の合計。）が５重量%以下のもの（イに掲げるものを除く。）　ハ　有機則第１条第１項第２号に規定する有機溶剤含有物（イに掲げるものを除く。） 第１種有機溶剤又は第２種有機溶剤を５重量%を超えて含有するもの。ただし、第１種有機溶剤を５重量%を超えて含有するものを除く。（有機則第１条第１項第４号）
水質汚濁防止法	: 指定物質（法第２条第４項、施行令第３条の３） 生活環境汚染項目（法第２条、施行令第３条、排水基準を定める省令第１条別表第２）
消防法	: 第４類引火性液体、第一石油類非水溶性液体（法第２条第７項危険物別表第１・第４類） 適用条件: １気圧において、液体であって、危険物令第１条の６で定める試験において引火性を示し引火点が２１℃未満のもの（法別表第１・備考１２） 指定可燃物、可燃性固体類（法第９条の４、危険物令第１条の１２・別表第４） 適用条件: 固体で次のイ、ハ又はニのいずれかに該当するもの（１気圧において、温度２０℃を超え、４０℃以下の間において液状となるもので、次のロ、ハ又はニのいずれかに該当するものを含む）　イ．引火点が４０℃以上１００℃未満のもの、ロ．引火点が７０℃以上１００℃未満のもの、ハ．引火点が１００℃以上２００℃未満で、かつ、燃焼熱量が３４ｋＪ（キロジュール）／ｇ以上のもの、ニ．引火点が２００℃以上で、かつ、燃焼熱量が３４ｋＪ（キロジュール）／ｇ以上で、融点が１００℃未満のもの（危険物令別表４備考５）
悪臭防止法	: 特定悪臭物質（施行令第１条） 適用条件: 排気

大気汚染防止法	:	特定物質（法第１７条第１項、施行令第１０条） 適用条件: 排気 有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質（中央環境審議会第９次答申） 適用条件: 排気 有害大気汚染物質、優先取組物質（中央環境審議会第９次答申） 適用条件: 排気 有害大気汚染物質・自主管理指針対象物質（平成８年１０月１８日環大規第２０５号、令和４年１０月１８日環水大大発第２２１０１８１号） 適用条件: 排気 揮発性有機化合物（法第２条第４項）（環境省から都道府県への通達） 適用条件: 排気
海洋汚染防止法	:	危険物（施行令別表第１の４） 有害液体物質（Ｘ類物質）（施行令別表第１） 適用条件: ナフタレンを含むものに限る。 有害液体物質（Ｙ類物質）（施行令別表第１） 適用条件: 濃度が４５重量%以下のものに限る。 有害液体物質（Ｚ類物質）（施行令別表第１）
外国為替及び外国貿易法	:	輸入貿易管理令第４条第１項第２号輸入承認品目「２の２号承認」 適用条件: （廃棄物）【特定有害廃棄物輸出入規制法（バーゼル法）】ハロゲン化されたものを除く　０．１重量%以上含む物 （廃棄物）【特定有害廃棄物輸出入規制法（バーゼル法）】０．１重量%以上含む物 （廃棄物）【特定有害廃棄物輸出入規制法（バーゼル法）】別表第７の中欄に掲げるいずれの試験においても当該試験の区分に応じ同表の下欄に掲げる性状を示すことのないものを含まないもの（別表第６備考） 輸出貿易管理令別表第１の１６の項 輸出貿易管理令別表第２（輸出の承認） 適用条件: （廃棄物）【特定有害廃棄物輸出入規制法（バーゼル法）】ハロゲン化されたものを除く　０．１重量%以上含む物 （廃棄物）【特定有害廃棄物輸出入規制法（バーゼル法）】０．１重量%以上含む物 （廃棄物）【特定有害廃棄物輸出入規制法（バーゼル法）】別表第７の中欄に掲げるいずれの試験においても当該試験の区分に応じ同表の下欄に掲げる性状を示すことのないものを含まないもの（別表第６備考）
船舶安全法	:	引火性液体類（危規則第２，３条危険物告示別表第１）
航空法	:	引火性液体（施行規則第１９４条危険物告示別表第１）
港則法	:	その他の危険物・引火性液体類（法第２１条第２項、規則第１２条、危険物の種類を定める告示別表）

道路法	:	車両の通行の制限（施行令第１９条の１３、（独）日本高速道路保有・債務返済機構公示第１２号・別表第２） 適用条件: １気圧において、液体であって、危険物令第１条の６で定める試験において引火性を示し引火点が２１℃未満のもの（法別表第１・備考１２）
特定有害廃棄物輸出入規制法（バーゼル法）	:	特定有害廃棄物（法第２条第１項第１号イ、平成３０年６月１８日省令第１２号） 適用条件: ハロゲン化されたものを除く　０．１重量%以上含む物 ０．１重量%以上含む物 別表第７の中欄に掲げるいずれの試験においても当該試験の区分に応じ同表の下欄に掲げる性状を示すことのないものを含まないもの（別表第６備考）
水道法	:	有害物質（法第４条第２項）、水質基準（平１５省令１０１号）
下水道法	:	水質基準物質（法第１２条の２第２項、施行令第９条の４）
化学物質排出把握管理促進法(PRTR 法)	:	第１種指定化学物質（法第２条第２項、施行令第１条別表第１） メチルイソブチルケトン (管理番号 : 737) (72%) フェノール (管理番号 : 349) (2.7%) トルエン (管理番号 : 300) (1.1%) 適用条件: ・含有する製品は、第１種指定化学物質質量の割合が１質量%以上であって、次の各号のいずれにも該当しないもの。（施行令第５条）　１　事業者による取扱いの過程において固体以外の状態にならず、かつ、粉状又は粒状にならない製品　２　第１種指定化学物質が密封された状態で取り扱われる製品　３　主として一般消費者の生活の用に供される製品　４　資源の有効な利用の促進に関する法律第２条第４項に規定する再生資源
労働基準法	:	疾病化学物質（法第７５条第２項、施行規則第３５条別表第１の２第４号１）
建築基準法	:	化学物質の建築材料への使用規制（法第２８条の２の３、施行令第２０条の５）

16. その他の情報

省略表記:	
ADR	欧州危険物国際道路輸送協定
ADN	危険物の内陸水路による国際輸送に関する欧州協定
IATA	国際航空運送協会
IMDG	国際海上危険物
RID	欧州危険物国際鉄道輸送規則
DOT	DOT
TDG	TDG
EU REACH	化学物質の登録、評価、認可、制限に関する規則(EC) No 1907/2006
GHS	化学品の分類および表示に関する世界調和システム
IARC	国際がん研究機関
vPvB	高残留性、高生物濃縮性物質
PBT	残留性、生物濃縮性、毒性物質

省略表記:	
PNEC	予測無影響濃度
CAS	CAS(Chemical Abstracts Service)登録番号
IBC-Code	IBC コード海上輸送における危険な化学物質および有害液体のバルク貨物としての輸送に関する国際安全規則
ATE	急性毒性推定値
CLP	物質／混合物の分類・表示・包装に関する欧州議会および理事会規則(EC) No 1272/2008
BCF	生物濃縮係数
MARPOL 73/78	船舶による汚染防止に関する国際条約
ADG	オーストラリア危険物輸送

免責条項　当該シートに記載されている情報は信頼できる情報をもとにしているが、情報の正確性について明示・暗示を問わずいかなる保証をするものではない。製品の取扱い、使用、保管または廃棄条件は当社の管理外であり、我々の認知するところではないことがある為、製品の取扱い、使用、保管または廃棄によって生じる損失、損害または費用に対する責任は、直接・間接を問わず一切負わない。当該シートは本製品にのみ使用するべきである。本製品がその他の製品の成分として使用される場合は、当該シートに記載されている情報が適用されないことがある。